

トピックス

1

Sバスちさと線を利用しよう!

ホームページID 376946527

問合せ 公共交通対策課 (Tel.22-9901)

8月1日(金)から「Tel.23-7692」に変更します。

予約受付時間を一部変更しました

Sバスちさと線の4便、5便の当日予約ができるようになりました。なお、1便、2便、3便は変更ありません。

■予約受付時間

1便	2便	3便	4便	5便
利用する前日の 午後4時まで			利用する当日の 午前11時まで	

※まちなかエリア、バロー新城店、川田山田平バス停で乗降する場合、予約は必要ありません。

■予約方法

電話
豊鉄タクシー(Tel.22-1115)へ
「Sバスちさと線の予約をしたい」と
伝えてください。

インターネット

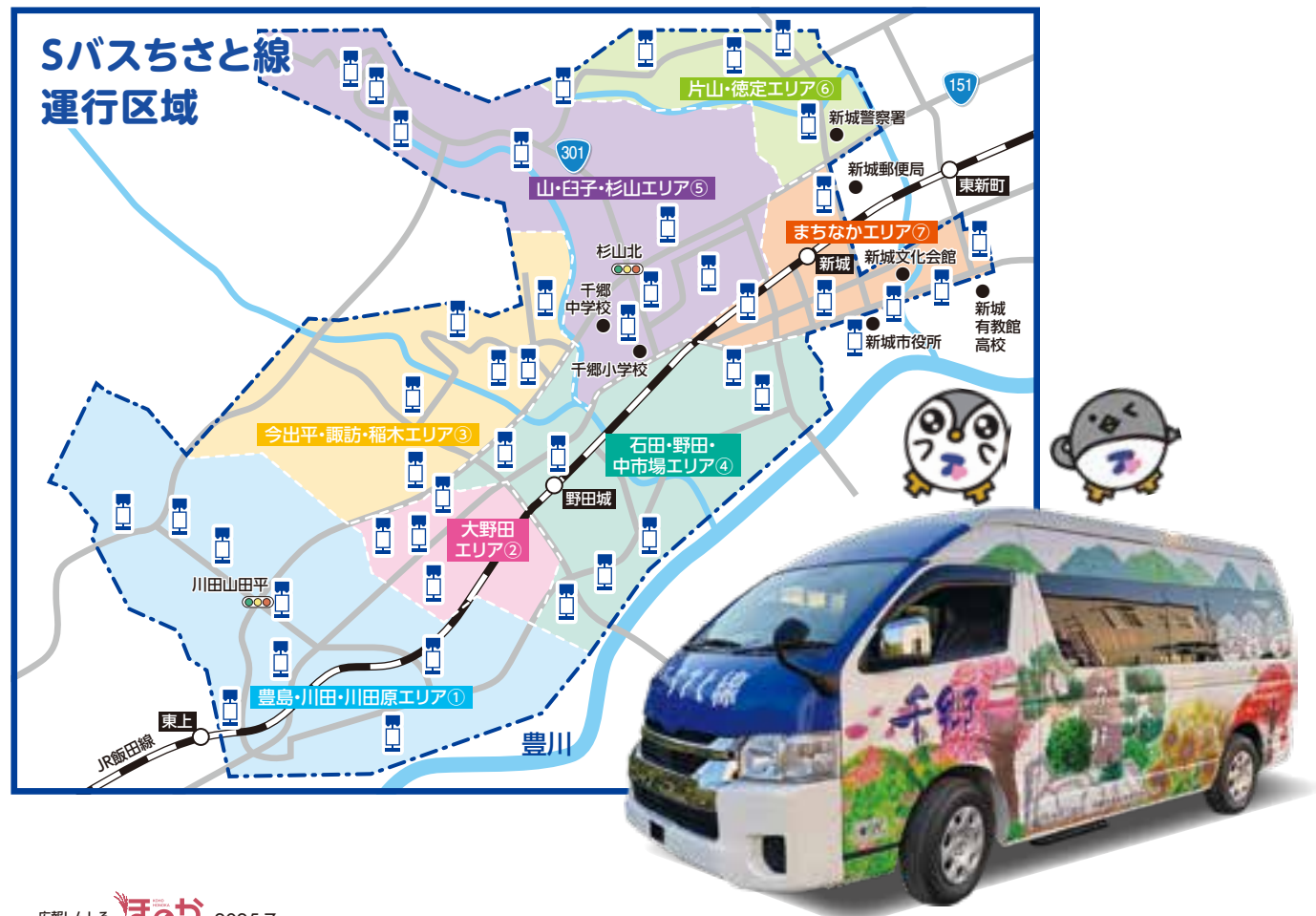
予約システム▶
「LoCoBus」



土日運行の実証実験を行います!

Sバスちさと線は平日のみの運行ですが、右の日程で土日にも運行します。イベントへ行く際には、ぜひご利用ください。時刻表は、通常運行時と同じです。バスマップまたは市ホームページをご覧ください。

1日目	7月26日(土)	ちさと納涼夏祭り。 (最寄りバス停:ちさと館)
2日目	7月27日(日)	しんしろ軽トラ市 (最寄りバス停:亀姫通り)

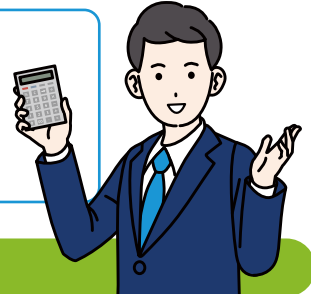


2

令和6年度 市の財政状況

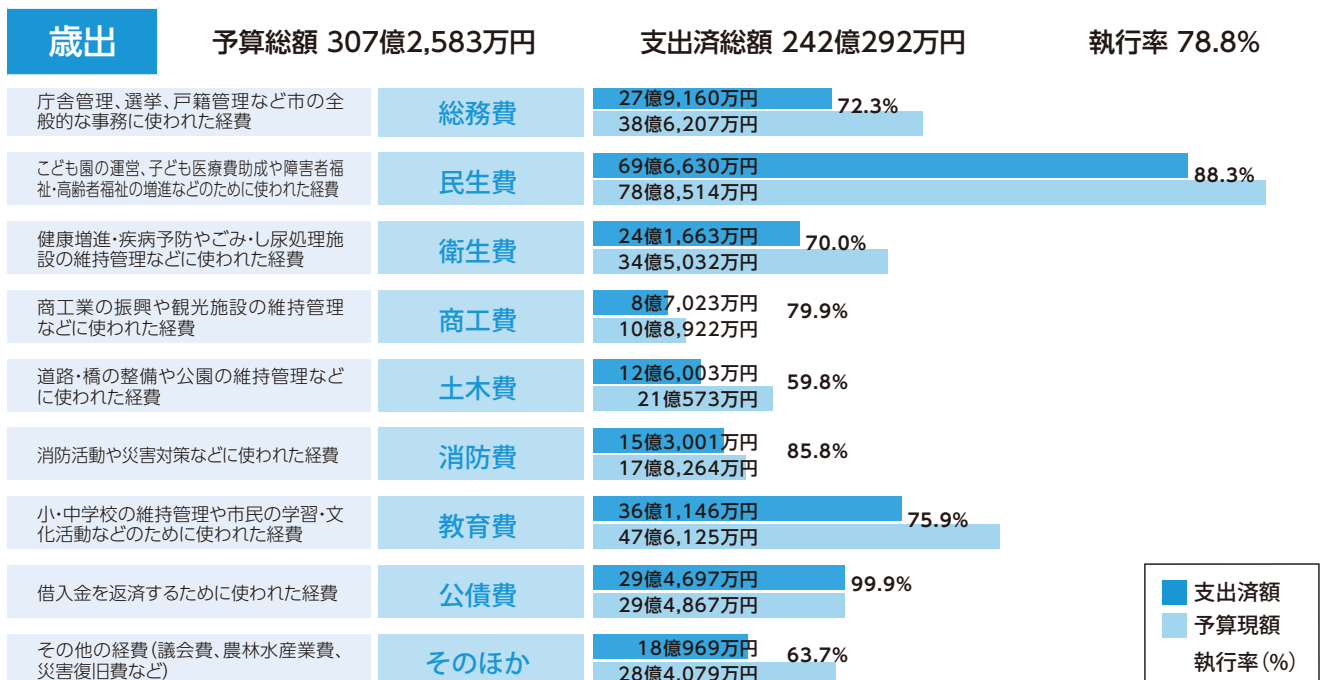
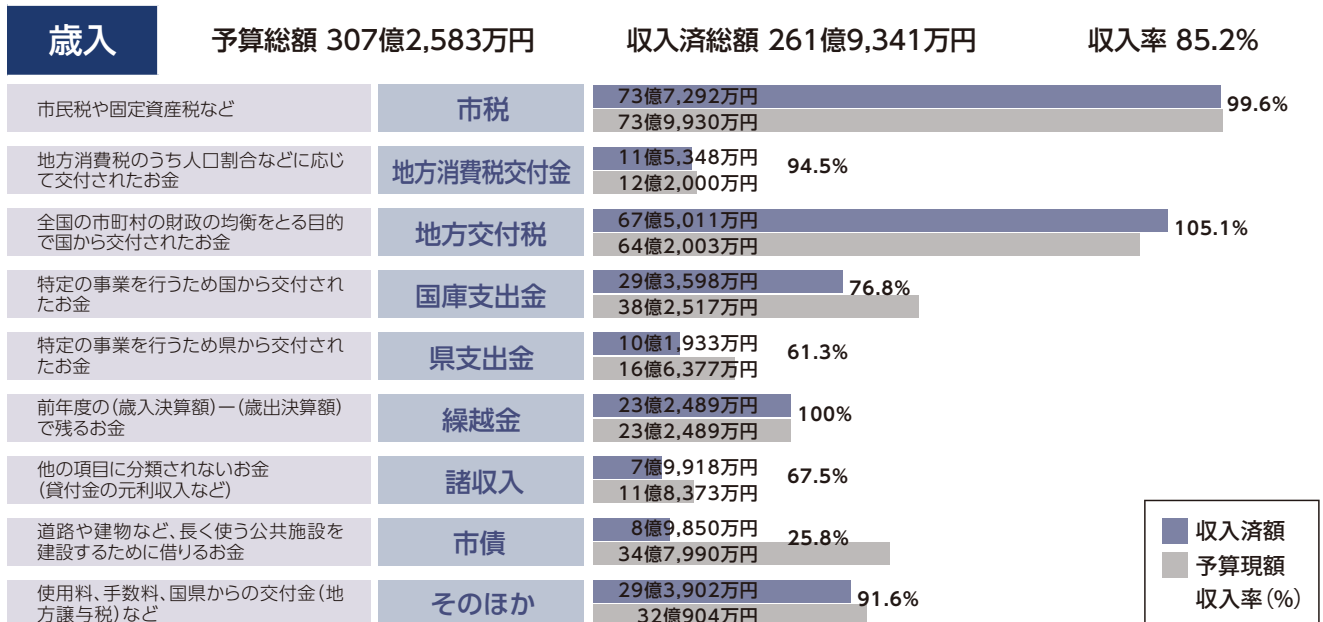
問合せ 財政課 (TEL23-7616)

市では、納付された市税などがどのように使われているのかお知らせするために、年に2回、財政状況を公表しています。今回は令和7年3月31日現在の状況をお知らせします。収入・支出済総額に4月、5月分の収入・支出額が加えられたものが決算額となります。令和6年度決算額は12月号に掲載します。



1. 一般会計

市の基本的な事業の経費をまとめた会計で、市税などを財源にしています。



※歳入、歳出ともに令和5年度からの繰り越し分を含みます。

2. 特別会計

特定の事業を行う目的で一般会計から分けて経理をする会計です。主に受益者（利用者）の負担金などを財源にしています。

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
国民健康保険事業	46億3,407万円	38億8,014万円	41億8,998万円
後期高齢者医療	17億5,826万円	16億1,458万円	16億5,660万円
国民健康保険診療所	8,450万円	3,446万円	7,642万円
宅地造成事業	3,490万円	206万円	300万円
合 計	65億1,173万円	55億3,124万円	59億2,600万円

3. 企業会計

病院・水道・下水道など、企業会計方式で経理する会計で、使用料などの収入で経費をまかない住民サービスを提供する会計です。

会計名	区分	予算現額	収入済額	支出済額
病 院 事 業	収益的収支	45億2,776万円	37億6,784万円	40億5,241万円
	資本的収支	5億2,032万円	1億2,308万円	4億1,582万円
水 道 事 業	収益的収支	16億6,661万円	15億8,912万円	15億687万円
	資本的収支	12億2,426万円	5億6,344万円	10億6,883万円
工業用水道事業	収益的収支	1,435万円	1,310万円	1,147万円
	資本的収支	89万円	0万円	89万円
下 水 道 事 業	収益的収支	9億4,702万円	10億546万円	8億8,818万円
	資本的収支	11億7,064万円	5億8,031万円	9億4,286万円
合 計		100億7,185万円	76億4,235万円	88億8,733万円

用語説明

- 国民健康保険事業 …………… 国民健康保険法に基づき医療費の支払いを行う
- 後期高齢者医療 …………… 保険料の徴収や申請・届出などの窓口業務を行う
- 国民健康保険診療所 …………… 作手地区にある診療所の運営を行う
- 宅地造成事業 …………… 定住促進のため、宅地販売を行う
- 病院事業 …………… 新城市民病院の運営を行う
- 水道事業 …………… 水道施設の新設、維持管理を行う
- 工業用水道事業 …………… 新城有海地区の工業用水道施設の維持管理を行う
- 下水道事業 …………… 下水道施設の新設、維持管理を行う
- 収益的収支 …………… 事業の経営活動に伴い発生する収支
- 資本的収支 …………… 将来の経営活動に備えて行う建設改良などにかかる収支



3

新城市職員募集 (C日程・秋実施試験)

問合せ 秘書人事課
(TEL 2317619)

ホームページ
178443155

令和8年4月採用の市役所職員を募集します。募集要項・試験申込書を7月1日(火)から、次の場所配布します。

配布場所

◆秘書人事課人事係(4階)

◆市役所総合案内(1階)

◆各総合支所地域課

◆新城まちなみ情報センター

◆新城図書館

※市ホームページからもダウンロードできます。

申込 7月28日(月)から8月8日(金)までに秘書人事課人事係へ申込書を提出してください。

第一次試験

	保育士・幼稚園教諭	一般行政職・学芸員
試験日	8月29日(金)	8月30日(土) または31日(日)
内容	個人実技	自己PR試験
場所	市役所4階会議室	

令和7年度
新規採用職員

一緒に働きましょう!

試験区分	募集職種	人数	受験資格(年齢・学歴・免許など)
大卒・短大卒	一般行政職 (事務・技師)	2人程度	大学もしくは短大(技師は土木課程)を卒業または令和8年3月末までに卒業見込みの方
高校卒		3人程度	高校(技師は土木課程)を卒業または令和8年3月末までに卒業見込みの方(大学、短大、専門学校を卒業した方または在学中の方は除く)
障害者		1人程度	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
民間企業等経験者		4人程度	令和7年4月末までに民間企業などにおける職務経験が5年以上あり、採用後その経験が生かせる方 ※技師は土木または建築に関する職務経験があり、次のいずれかの資格を有している方 ・土木施工管理技士(1級または2級) ・一級建築士または二級建築士
カムバック		2人程度	令和7年4月末までに新城市職員として実務経験(会計年度任用職員、任期付職員などは除く)が5年以上あり、結婚・出産・育児・介護などの事情により退職した方
大卒・短大卒	学芸員	1人程度	博物館法に定める学芸員資格を有する方または令和8年3月末までに取得見込みの方で、歴史系(考古)を専門領域とする方
民間企業等経験者			博物館法に定める学芸員資格を有し、令和7年4月末までに埋蔵文化財の発掘調査、事務事業および学芸員としての職務経験(正社員・嘱託職員の期間に限る)が2年以上あり、採用後その経験が生かせる方
実務経験者	保育士・幼稚園教諭	1人程度	保育士・幼稚園教諭の両方の資格・免許を有し、令和8年3月末までに実務経験が3年以上あり、その知識経験を生かしてクラスを受け持つことができる方

※すべて昭和45年4月2日以降に生まれた方

4

第27回参議院議員通常選挙

投票日 7月20日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

投票所 「投票所入場券」に記載の投票所

※投票所入場券は7月2日(水)以降に各家庭に郵送します。

※舟着投票区の投票所は「鳥原児童館」です。

※開成投票区と巴投票区を統合し、「作手中投票区」(投票所は作手総合支所)となります。

投票のできる方

①日本国民かつ次の条件を満たす方
平成19年7月21日以前に生まれた方(満18歳以上の方)

②令和7年4月2日以前から引き続き市内に住み、住民基本台帳に登録されている方(令和7年4月3日以降に市へ転入の届出をした方は、前住所地での投票となります。)

選挙公報の配布

候補者の氏名、政党の名称や略称、政見などを掲載した選挙公報を投票日の2日前までに各家庭に新聞折り込みなどで配布します。

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票所に行くことができない方は、投票日の前に期日前投票が利用できます。

期日前投票の際は、投票所入場券裏面の「宣誓書」に必要事項を記入し、受付に提出してください(事前に宣誓書に記入してお越しいただくこととすぐに受付ができます)。なお、投票所入場券を忘れたり、お手元に届いていない場合でも受付で配付する宣誓書に記入していただくと投票ができます。

期日前投票のできる期間と時間

期日前投票所	開設期間	開設時間
新城市役所東庁舎	7月4日(金) ～19日(土)	8:30～20:00
鳳来総合支所	7月12日(土) ～19日(土)	
作手総合支所		

※期間中はいずれの期日前投票所でも投票ができます。

問合せ 市選挙管理委員会

(TEL 2317617)

ホームページID 419543508



▲新城市役所東庁舎(第2駐車場(東庁舎西側)より撮影)

▶東庁舎の期日前投票所では、曜日や時間帯によって混み合う場合があります。車でお越しの方は、東側の第3駐車場(砂利駐車場)をご利用ください。

不在者投票

◆入院・入所している方

不在者投票施設に指定された病院・福祉施設などに入院・入所している方は、その施設内で投票ができます。

ます。希望する方は、施設の管理者に申し出てください。

◆他市区町村に滞在している方

長期出張などで他市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ投票ができます。事前に市選挙管理委員会へ投票用紙などの交付を請求してください。

◆障害などで投票所に行けない方

介護保険被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方、身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する方は、郵便による投票ができます。希望する方は、事前に市選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」を提示し(代理人持参・郵送可)、投票用紙などの交付を請求してください。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票立会人を募集します

市民の皆さんに、政治や選挙に関心を持っていただき、選挙をより身近なものに感じていただくため、参議院議員通常選挙の期日前投票所の投票立会人を募集します。

応募要件や申込方法は、市ホームページをご覧ください。

その他

選挙日程が変更となった場合は、防災行政無線と市ホームページでお知らせします。

5

国民健康保険のお知らせ

問合せ 保険医療課

(TEL 23-7625)

「資格情報のお知らせ」・
「資格確認書」を送付します

ホームページID 649790187

8月1日(金)から使用する「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月中旬に送付します。送付する書類は、マイナンバーカードの保険証利用登録の有無により異なります。

マイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方↓「資格情報のお知らせ」

マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方↓「資格確認書」

高齢受給者証は発行を終了します

70歳～74歳の国民健康保険被保険者に配布していた高齢受給者証は、マイナ保険証または資格確認書と一体化するため、8月1日(金)以降発行を終了します。

限度額適用認定証などの
更新時期です

現在の認定証の有効期限は7月31日(木)です。入院や高額な外来診療の予定があり、8月以降も引き続き認定証が必要な方は、8月中

に更新手続きをしてください。ただし、マイナ保険証を利用する場合は、更新手続きは不要です。

対象となる認定証

◆国民健康保険限度額適用認定証

◆国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

手続きに必要なもの

◆対象者の資格情報のお知らせ、または資格確認書

◆来庁者の本人確認書類(運転免許証など)

◆マイナンバー確認書類(世帯主と対象者のマイナンバーカード、マイナンバー通知カードなど)

◆別世帯の方が申請する場合は委任状

注意事項

◆入院や高額な外来診療の予定がない場合は、必要が生じたときに申請してください。

◆マイナ保険証を利用する場合は、更新手続きは不要ですが、長期入院該当となる方は引き続き申請が必要です。

◆国民健康保険税を滞納している」と限度額適用認定証などの交付を受けられません。

その他 マイナ保険証があれば、窓

口で高額な自己負担額を支払うときに、その場で上限額を超える支払いが免除されます。これまで必要だった事前の限度額適用認定証などの更新手続きが不要になるので、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

保険税を決定します

ホームページID 299727788

令和7年度国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に送付します。

送付時期 7月中旬

納付方法 次の①または②の方法で納付してください。納め方は納税通知書に記載しています。

①普通徴収(口座振替または納付書)

7月から令和8年3月までの9回で納付。

※納付は原則口座振替です。口座振替の手続きは市ホームページをご覧ください。

②特別徴収(年金天引き)

年金支給月に年金から天引き。

その他 「市民税・県民税申告書」や「確定申告書」を3月18日(火)以降に提出された場合は、本来とは異なる保険税や自己負担となる場合があります。

7月以降に資格の異動や所得額の変更などがあった場合は、保険税額を再計算し、異動に係る届出をした月の翌月に変更通知書を送付します。

計算方法 国民健康保険税は、被

所得割額

世帯の被保険者の前年中所得金額
×それぞれの所得割率

+

均等割額

世帯の被保険者数
×それぞれの均等割額

+

平等割額

世帯の被保険者数
にかかわらず一律

=

保険税(年額)

※100円未満切捨て

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	6.8%	25,800 円	19,400 円	660,000 円
支援分	2.5%	9,400 円	7,100 円	260,000 円
介護分	2.2%	10,000 円	5,300 円	170,000 円

※令和7年度は所得割額の税率および医療分・支援分の課税限度額を改正しています。

保険者の人数と前年の所得を基に、世帯単位で算定します。

6

後期高齢者医療保険の
お知らせ

問合せ 保険医療課

(TEL 231-7625)

資格確認書を送付します

ホームページID 5362949509

8月1日(金)から使用する資格確認書を7月下旬に簡易書留郵便(転送不要)で送付します。この資格確認書はマイナンバーカードの保険証の利用登録の有無に関わらず、被保険者全員に送付します。

注意事項 資格確認書には住所の記載がありません。裏面の住所記入欄へご記入ください。



▲新しい資格確認書は青色です

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)、限度額適用認定証(限度額証)は発行されません

今後は資格確認書に限度区分が併記され、医療機関を受診する際は資格確認書1枚で受診できます。

新たに限度区分の記載が必要な方は申請が必要です。保険医療課

または、各総合支所地域課で手続きをしてください。

保険料を決定します

ホームページID 123127400

令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書を送付します。

送付時期 7月中旬

納付方法 後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書をご覧ください。

その他 「市民税・県民税申告書」や「確定申告書」を3月18日(火)以降に提出した場合は、本来とは異なる保険料や自己負担となることがあります。

計算方法 保険料は、被保険者の令和6年中の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合算して計算します。

保険料激変緩和措置の終了

令和6年度の保険料は高所得者に、より多くの保険料を負担していただくことで、中間所得者層の負担軽減が図られていましたが、令和7年度からは所得割率・賦課限度額ともに一律となります。

所得割額	被保険者均等割額	保険料(年額)
(所得金額-基礎控除額 ^{※1}) ×所得割率 11.13%	被保険者一人当たり 53,438 円	(限度額 80 万円) ※100円未満切捨て

※1 令和6年中の合計所得金額が

2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

保険料の軽減

次に該当する方は保険料の軽減があります。

◆職場の健康保険などの被扶養者だった方

所得割が課せられず、被保険者均等割額が資格取得後2年間は5割軽減されます。

◆所得の低い方

世帯主と世帯の被保険者全員の所得の合計が次の表の所得要件以下の世帯は、被保険者均等割額が軽減されます。

軽減割合	所得要件
7 割	43万円+[10万円×(給与所得者などの人数-1)]以下
5 割	43万円+(30.5万円×世帯の被保険者数)+[10万円×(給与所得者などの人数-1)]以下
2 割	43万円+(56万円×世帯の被保険者数)+[10万円×(給与所得者などの人数-1)]以下

あいち後期高齢者医療
コールセンター

ホームページID 3095538663

保険料の算定方法、資格確認書の負担割合、高額療養費などの各種給付などはコールセンターへお問合せください。コールセンターの利用は通話料がかかります。

電話 0570-0111558(土日祝、年末年始は除く。ただし7月12日(土)・8月31日(日)は土日祝も開設します。)

期間 令和8年3月31日(火)まで

時間 午前8時45分～午後5時15分

7

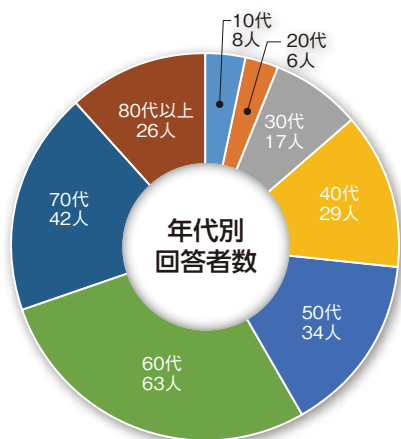
市長選挙立候補予定者
公開政策討論会の
アンケート結果

アンケート結果

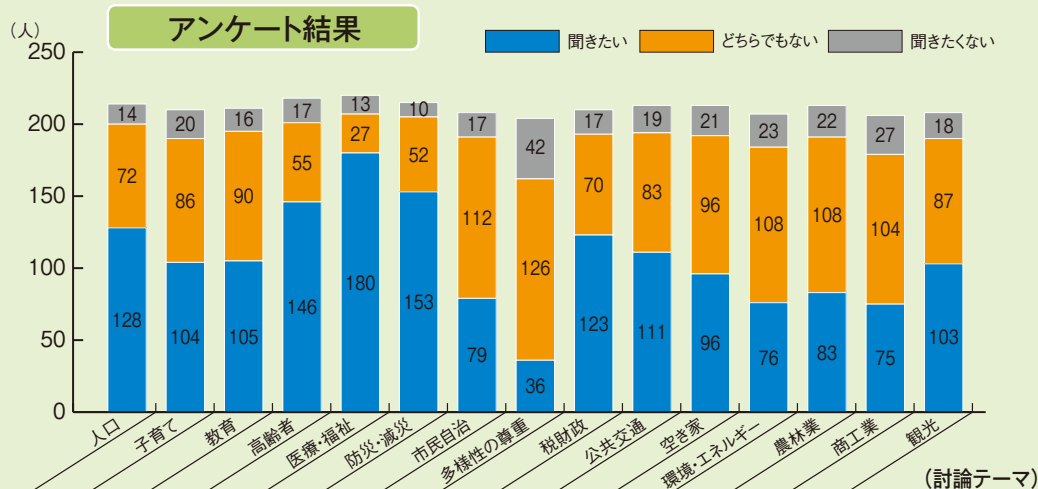
3月から4月にかけて実施した公開政策討論会アンケートの集計が出たので、主な結果を公表します。この結果を参考に討論テーマなどを決定していきます。

回答者数

男性 108人
女性 103人
無回答 7人



アンケート結果



問合せ 市民自治推進課

(TEL 23-7697)

ホームページID

691246827

今後のスケジュール

10月26日(日)	10月19日(日)	10月15日(水)	10月13日(月・祝)	10月9日(木)	10月7日(火)	9月8日(月)	8月22日(金)
投票日 新城市長選挙	告示日 新城市長選挙	予備日	第2回 公開政策討論会 開催	予備日	第1回 公開政策討論会 開催	討論テーマ などの検討	立候補予定者に向けた説明会の 開催

立候補予定者に向けた説明会

日時 8月22日(金) 午後7時
場所 市役所4階会議室

第1回

日時 10月7日(火) 午後7時
会場 新城市文化会館大ホール

予備日 10月9日(木) 午後7時

第2回

日時 10月13日(祝) 午前10時
会場 新城市文化会館大ホール

予備日 10月15日(水) 午後7時

※台風などにより予備日となった場合は、無観客(放送と配信のみ)での開催です。

YouTubeライブ配信など

ケーブルテレビ(ティーズ)の生放送と再放送に加え、YouTubeでのライブ配信と録画配信を予定しています。

情報の更新

今後も公開政策討論会の開催に向けて市民で構成される実行委員会での検討を重ねていきます。決定した情報は、市ホームページなどで随時公表します。